

常任委員会 (部門別)の審査

6月定例会に上程された議案のうち、市長提出議案5件が部門別の常任委員会に付託され審査を行いました。
※質疑のあった議案について主な質疑と答弁を掲載しています。QRコードを読み取ると、委員会の録画映像をご覧いただけます。



総務



総務常任委員会に付託された議案で質疑はありませんでした。



越谷特別市民
ガーヤちゃん



民生



建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願について

本請願は紹介議員ならびに参考人として請願団体から2人の出席を求め審査しました。

問 屋外従事者に対するアスベスト建材の影響と建設アスベスト給付金制度開始後に請願を提出した理由は。

答(参考人) 屋外でアスベスト建材を削る際、従事者は顔を近づけて作業するため、アスベスト粉じんを多く浴びることになる。そのため、アスベストによる影響は、屋内外に関わらず受けるものであると認識しており、屋外従事者であることを理由に給付の対象外とすることには疑問がある。

また、本年1月に建設アスベスト給付金制度が開始されているが、アスベスト建材

を扱って建設に従事した全ての方の全面救済をしていただきたいと考え、今回請願を提出した。現在の制度では、全てをカバーしきれていないと考えており、屋外従事者も給付対象とすることや給付金の補償額等を含めて全面的に救済していただきたいと考えている。

▶**発言** 建設アスベスト給付金法は、基本合意の締結から3週間という短い期間で制定され、本年1月から申請が開始し、その後順調に給付金が支払われていることには一定の評価ができると考えている。また、建材メーカーに拠出金を求めることについて、最高裁判決を考えると理解をすることはある。

しかし、屋外従事者の救済について、国は屋外従事者に対する危険性を予見できなかったと、最高裁判決では述べられている。また、屋外従事者といっても、屋根業者を始め足場業者や水道業者、外構業者など多種多様な業種がある。そのうえ、屋外の定義や現場の広さもさまざまであり、同じ業種でも作業場所によって、アスベストの被害を受ける範囲も異なってくる。

このようなことを踏まえると、屋外従事者にも救済を求めることは難しい面があると感じている。

▶**賛成討論** 「建設アスベスト訴訟」で最高裁が昨年5月、国と建材メーカーの責任を認める判決を出したにも関わらず、「建設アスベスト給付金法」では、屋外従事者を救済対象にしなかった。また、アスベスト建材メーカーに賠償への拠出を定めていない。

国は、原告と被害救済のための合意書を締結したのであるから、被害者を一人も取り残さない全面救済の仕組みを創設するため、法改正を早期に行うことが求められる。

最初の提訴から14年が経過しており、裁判の中で多くの元建設労働者が亡くなっている。「命あるうちの救済」は待ったなしの状態である。また、アスベスト建材を使用した建物の解体の増加などにより、被害は今後も拡大する恐れがあり、被害救済とともに、ばく露防止対策の強化、関連疾患の医療体制の整備や治療法の研究開発などにも国は役割を果たさなければならないと考えることから、賛成する。



環境経済・建設



越谷市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

問 越谷梅林公園が条例で規定される都市公園の位置付けとなる条件と、今後の利用形態等の変更は。また、利用者等への周知方法は。

答 現在本市においては、公園用地がすべて市の所有となり、施設の整備が完了して

いることを条件としている。

令和3年度に、計画面積である公園用地の買収が完了したことから、今回、都市公園としての位置付けを行うものである。

このことによる利用形態等の変更はないが、利用手続きにおいて、これまでは行政財産の使用許可であったところ、都市公園条例に基づく、いわゆる「公園内行為許可」に変更となる。

また、新たに都市公園としての位置付けとなった後は、ホームページ等での周知を行いたいと考えている。



越谷梅林公園



子ども・教育



越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給において、扶養される児童の対象年齢は。また、その支給対象は。

答 扶養される児童の年齢は18歳の年度末までであり、一定の障がいのある児童については、20歳未満である。

また、医療費の支給対象者は、「母子父子家庭の父または母および18歳の年度末までの児童」、「父のいない18歳年度末までの児童とその養育者」、「父または母に一定の障がいのある家庭の父または母と

18歳年度末までの児童」であり、一定の障がいのある児童については20歳未満が対象となる。



旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事請負契約の締結について

問 旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事に伴い、校庭が狭くなることへの改善策は。

答 現在、新蒲生小学校に在籍する約94

0名の子どもたちが安全に校庭で遊ぶことができるよう、20分休みや昼休みに奇数学年と偶数学年が交代するなどの方法で分散させて校庭を使用している。併せて、2つの体育館を開放するなど、子どもたちが元気に休み時間を使えるようにしている。また、授業においても、年間指導計画に基づいて校庭等をできる限り有効に使うことができるよう取り組んでいる。

▶**反対討論** 以前から何度も指摘しているように、文部科学省からも解決が求められている課題があるが、具体的な解決策が明らかにされていない。旧校舎の解体という後戻りできない中でも、このような状況が続いていることは、教育委員会の都合と計画ありきということをあらためて指摘せざるを得ず、子どもたちのことを考えた施策とは言えないと考え、反対する。